

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

4

No.262 | Apr. 2023

相続のあれこれ

—
結婚・子育て
資金贈与

ココが
変わる!

特集

税制改正 TOPICS

〈社長の履歴書〉

社会福祉法人こころ福社会 吉岡清司氏

〈会計小嘶〉美術品の減価償却

〈オフィスレポート〉秋田南事務所



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます



特集

ココが変わる!

税制改正 TOPICS



令和5年度税制改正大綱が公表されました。
 法人部門では「成長と分配の好循環の連鎖」の観点から、
 研究開発税制などの見直しが図られています。
 また、個人部門では数年前から動向が注目されていた
 「相続・贈与一体課税」の具体的な道筋が明らかになりました。
 税制のスペシャリストである辻・本郷のスタッフが、
 注目度の高い項目をピックアップしてわかりやすく解説します。
 ぜひ、参考にしてください。



辻・本郷 税理士法人
 北千住事務所 所長
 税理士
 羽藤 徹夫



辻・本郷 税理士法人
 プライベートウェルスマネジメント部
 マネージャー
 税理士
 井口 麻里子



辻・本郷 税理士法人
 DX事業推進室
 税理士
 菊池 典明

法人 TOPICS

01

研究開発費税制

控除率・控除上限の改正、および控除上限を変動させる仕組みが導入され、メリハリのある見直しが行われています。



税額控除率

研究開発費の増加インセンティブを強化する観点から、**税額控除率のカーブを見直す**とともに控除額の下限が大企業では**2%から1%へと引き下げられます**。

大企業 (控除率) 1~14%	試験研究費の増額割合	税額控除率	
		12%超	11.5% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375
12%以下	11.5% - (12% - 増減試験研究費割合) × 0.25		

上乗せ①

上乗せ② (試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% の場合)
 控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 (上限10%)

中小企業 (控除率) 12~17%	試験研究費の増額割合	税額控除率	
		12%超	12% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375 (上限17%)
12%以下	12% - (12% - 増減試験研究費割合) × 0.25		

上乗せ①

上乗せ② (試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% の場合)
 控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 (上限10%)

スタートアップ企業の範囲拡大

幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため対象となる企業の範囲が大幅に拡大。また博士号取得者等の人材雇用の新たな類型が創設されます。

試験研究費の見直し

既存データを活用する場合も税制の対象とし、考案されたデザインに基づく設計・試作のうち**性能向上を目的としないものは対象から除外**となります。

法人 TOPICS

02

少額な返還インボイスの交付義務の見直し

事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**1万円未満(税込)の少額な値引き**などについて適格返還請求書(返還インボイス)の交付が不要となります。

交付不要



法人 TOPICS

03

適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

免税事業者がインボイス登録のため**課税事業者を選択した場合**、その税負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減**する激変緩和措置が3年間講じられます。

売上税額

納税額

20%

電子帳簿等保存法制度

現行の経過措置は適用期限（令和5年12月31日）に廃止となります。



システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

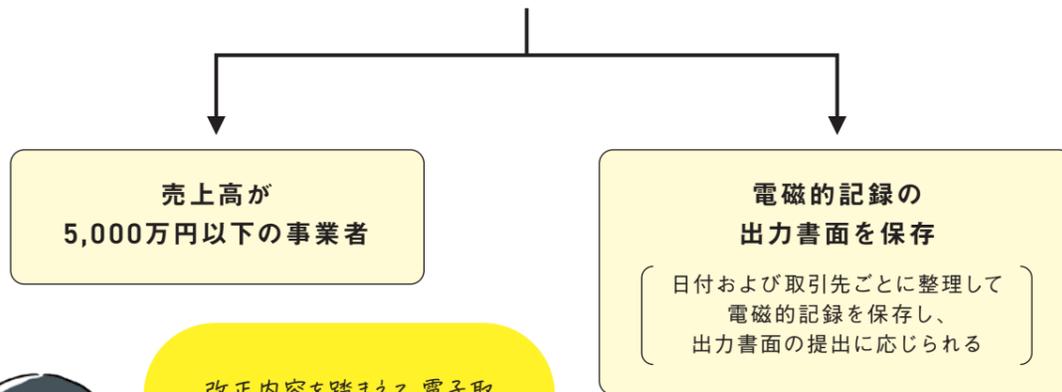
保存要件に従って保存できなかったことについて相当の理由がある事業者については、検索機能の確保の要件等を不要として**そのデータの保存を可能とする新たな猶予措置**が整備されます。

適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署が相当の理由があると認める場合（保存義務者からの手続きは不要） ・出力書面の提示・提出およびデータのダウンロードの求めに応じることができる
実務対応	データの保存が必要
保存期間	データおよび出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要

電子取引に関する検索機能の確保の要件の見直し

検索要件のすべてが不要となる**売上高の条件が5,000万円以下に引き上げられます**。また、電磁的記録の出力書面を**日付および取引先ごとに整理し保存**している場合は、検索要件のすべてが不要となります。

「検索要件」のすべてが不要になる対象者



改正内容を踏まえて、電子取引の保存方法を再検討しましょう。



暦年課税における相続開始前贈与の加算期間などの見直し

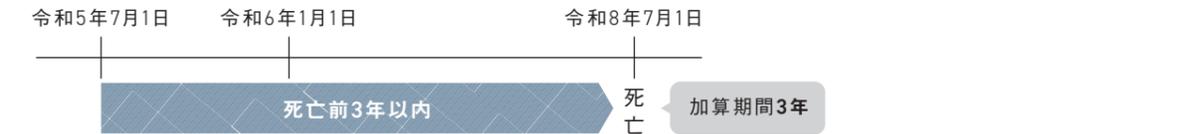
延長期間の控除額100万円は、年間ではなく延長期間全体の控除額になります。



相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が、**現行の3年から7年に延長されます**。今回の改正により延長された期間に受け取った贈与については、財産の価額の合計額から総額100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算することになります。

〈令和6年1月1日以降に受けた贈与について、加算期間が延長されます。〉

① 令和8年7月1日に亡くなった場合



② 令和10年1月1日に亡くなった場合（経過措置期間：3～7年以内加算）※3年後の令和9年1月1日から順次延長



相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税で受けた贈与に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別途、毎年、**贈与額から基礎控除110万円を控除**できることとなります。

基本控除	年間110万円 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合はそれぞれの贈与額で按分
相続税の課税価格に加算する財産の価額	贈与額から 基礎控除を控除 した残額
相続時の財産の評価	特定贈与者の相続税の申告書の提出期限までに一定の土地または建物が災害により一定の被害を受けた場合には、当該土地または建物の価額については、 贈与時の時価から災害により被害を受けた部分に相当する額を控除した残額

NISA制度の抜本的拡充・恒久化

NISA制度が**恒久化**され、年間投資上限額は「つみたて投資枠」で今の3倍の**120万円**、「成長投資枠」で今の2倍の**240万円**になりました。**生涯非課税限度額は1,800万円**と設定されました。



詳しい改正の内容や諸条件の確認、不明点・ご相談などはお気軽に担当者までご相談ください！



社長の履歴書

37

President's Resume



経営判断の早さが

急成長を支える。



辻・本郷 税理士法人が

お取り引きさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、社会福祉法人こころ福祉会の理事長 吉岡清司さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

社会福祉法人こころ福祉会
理事長

吉岡清司氏

10年で13園もの 保育園を開園

東京、埼玉、千葉で保育園を運営している社会福祉法人こころ福祉会。理事長の吉岡清司さんはもともと老人ホームのコンサルティングを行う会社を運営していましたが、ある地主から「保育園運営をできないか」と相談を持ちかけられたことをきっかけに、保育事業に乗り出しました。2013年の法人設立後、積極的な規模拡大を図り、2023年4月に開園を予定している保育園を含めると合計13園を展開。すべてが認可保育園で従業員数は260名にものぼります。

いかにいい人材を 確保するか

同法人の急成長の要因は経営判断のスピードにあります。一般的には、保育園を開園するか否かの判断には、情報収集や経営会議などさまざまなプロセスが必要となり、少なくとも3〜4カ月はかかります。ところが、同法人では1〜2週間で決定するといいます。「私たちには、コンサル時代からの豊富な経験と多彩なネットワークがあります。これらを駆使して、スピーディに決断します。その早さが強みで



すね」と吉岡さんは同法人の特徴を話します。

そして、保育園運営に欠かせないのが「物(建物)」「お金(資金)」「人(保育士)」と言われていますが、同法人ではその中でも特に「人」を重要だと考えています。「いい保育士の存在は、そのまま保育園の評価につながりますので、人材確保はとても重要。認可保育園にこだわっているのは、そのためでもあります。国や自治体から補助を受けられるので、頑張ってくれている保育士に還元できます。園児の健やかな育成のためにも、人材確保にはとても気をつけています」と吉岡さんは語ります。

地域に根づいた 運営を目指す

同保育園では、鉄棒や跳び箱などを使った独自の体操プログラムを導入し、健康づくりをコンセプトに運営。専任のインストラ

クターを採用し、各保育園を回って体操の指導を行っています。「健康を一つの軸に保育園を運営しています。お子さまはやっぱり健康が一番。その上で、各保育園ではエリアごとの地域特性に合わせて、英語やダンスなど独自のプログラムを取り入れて展開しています。これからは、保育園をどんどん増やすというより、必要とされる地域に絞って、より地域社会に根づいた運営を行っていきたく考えています」と吉岡さんは展望を語ります。



BIOGRAPHY

1960年生まれ

- ・1999年
株式会社こころケアプラン設立
- ・2010年
東日本ビジネス交流協同組合理事就任
- ・2011年
協同組合東京ビジネスリンク設立
- ・2013年
社会福祉法人こころ福祉会設立

社会福祉法人こころ福祉会

「豊かなこころと元気な身体を育む経験・体験が出来る保育、子どもの感性を育む保育を目指します」を保育方針に展開。認可保育園にこだわった運営を行っている。

- 🌐 <https://cocoro-fukushikai.or.jp/>
- 📍 東京都千代田区外神田1-18-13
秋葉原ダイビル9階
- ☎ 03-6206-4021



経営者の ミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

貸倒損失の取扱いと留意点



新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
福田 尚平

会社を経営していると関与先の債権について回収が難しくなるケースがあるかと思えます。その場合、回収不能であることの実認は難しいため、税務上の貸倒れ額については細かな規定が設けられています。法人税基本通達(以下、「法基通」という)に示されている貸倒れ額は下記の通りになります。

分類	通達	税務上の貸倒れ額
法律上の貸倒れ	法基通9-6-1	(1) 更生計画認可の決定、再生計画認可の決定による切捨て額
		(2) 特別清算の協定の認可決定による切捨て額
		(3) 債権者集会の協議決定での合理的基準による負債整理の切捨て額等
		(4) 債務超過の状態が相当期間継続し、弁済を受けることができないと認められる場合の書面による免除額
事実上の貸倒れ	法基通9-6-2	債務者の資産状況、支払能力等からみて全額回収できないことが明確になった場合の全額(損金経理要件、担保物処分)
形式上の貸倒れ	法基通9-6-3	(1) 債務者の資産状況、支払能力等が悪化したことにより、取引を停止した時以後1年経過した売掛債権(損金経理要件、担保物処分、備忘価額)
		(2) 売掛債権で回収費用の方が上回る(赤字となる)場合の弁済がない額(損金経理要件、備忘価額)

各法基通のポイントは下記の通りとなります。

法基通9-6-1(1)(2)(3)による処理は客観的事実に基づく方法になります。法基通9-6-1(4)についての「相当期間」とは実務上は3~5年程度と捉えることが多いようですが、あくまで個別に判断することが必要になると考えられておりますのでご注意ください。また、免除額を「書面により明らか」にする必要があります。当該書面については、必ずしも公正証書等の公証力のある書面によることを要しませんが、書面の交付の事実を明らかにするためには、債務者から受領書を受け取るか、内容証明郵便等により交付することが望ましいと考えられます。

法基通9-6-2は全額が回収不能なことについて納税者が証明しなければならず、申告後に回収があった場合には修正申告のリスクがあるため注意する必要があります。

法基通9-6-3(1)は、売掛債権に限定されていますが、举证責任が納税者側になく、申告後に回収ができて修正申告を行う必要がないため、実務上多く採用されているかと思えます。また、回収可能性が一定程度あることを前提とした制度であるため備忘価額を残して管理する必要があります。なお、回収した債権は、回収した事業年度の益金として処理されることとなります。

以上、税務上の貸倒れ額については細かな規定が設けられているため、条文上の要件に当てはめていただき慎重に対応することが必要となります。



会計を楽しく
分かりやすく



新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
小向 一夫

今月の会計小喃は美術品等の減価償却についてお話しさせていただきます。

エントラス、ロビー、会議室等に美術品をお飾りの会社様も多いのではないのでしょうか。現在の規定では、取得価額100万円未満である美術品等は原則として減価償却資産に該当し、減価償却を行うことが可能となります。

今回は、美術品等の減価償却にまつわる話をいくつかご紹介いたします。

1. 取得価額が1点100万円以上の美術品等であっても、 「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当する場合は、 減価償却資産として取り扱うことが可能

原則としては、100万円以上の美術品等は非減価償却資産に該当することとなりますが、国税庁の通達によりますと、一定の事項を満たす美術品等については減価償却資産として取り扱うことが可能となります。逆の話として、取得価額が1点100万円未満の美術品等であっても、「時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもの」は、減価償却資産に該当しないものとして取り扱われるので注意が必要です。

2. 展示を休止して倉庫等に保管されている美術品等について

倉庫等に保管され現在展示を休止している美術品等であっても、その休止期間中必要な維持管理が行われており、いつでも展示可能な状態にあるものについては、事業の用に供していることとなります(法基通7-1-3)。

いかがでしたでしょうか、あまり目立つことの少ない美術品等ですが、購入した美術品を、総額でまとめて固定資産台帳に登録するか、個別に登録するかで損金算入額が増減するといった論点もあり、資産計上の判断が難しい場合もありますので、お困り際には、ぜひ辻・本郷 税理士法人へご相談ください。

今日のひとこと

「100万円未満の美術品等」とかけて
「出さなかったラブレター」と解く。その心は？
どちらも「償却(焼却)した方がよいでしょう」 お後がよろしいようで。

労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 片山 佳苗]



高齢者の雇用をめぐる現状と課題

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、企業に「定年制の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を65歳まで講じるよう義務付けています。さらに令和3年4月1からは70歳までを対象とした高年齢者就業確保措置を講じることが努力義務とされました。

少子高齢化が急速に進み、労働力人口の減少が見込まれる中、深刻な人手不足の問題を抱える中小企業にとっては、高年齢者雇用は従業員の生活維持のためだけでなく、会社のための労働力の活用ともなり、高年齢者を積極的に活用する企業の動きは今後も加速していくでしょう。

令和4年「高年齢者雇用状況等報告(厚生労働省職業安定局)」の集計結果では、65歳までの雇用確保措置として継続雇用制度の導入が70.6%、次に定年の引上げが25.5%、定年制の廃止が3.9%となっています。そして65歳以上を定年とする、あるいは定年制を廃止していると回答している企業が29.4%となっています。70歳までの高年齢者就業確保措置はというと実施企業は全体の27.9%でした。66歳以上まで働ける制度のある企

業は40.7%となっています。

そうした中さまざまな課題も明らかになってきました。企業は今後の高齢労働力活用の方向性をしっかり定め、さまざまな形で会社を支えてもらえるような制度作りが必要です。

《継続雇用制度による課題》

- ・定年後の雇用契約について、業務内容など役割と賃金、就労時間の設定
- ・同一労働同一賃金、無期転換ルールの対応(※有期雇用特別措置法あり)
- ・従業員のモチベーションの維持

《定年延長による課題》

- ・退職金の支給時期の移行や積み増しの有無
- ・役職定年の仕組みの見直し
- ・人件費の大幅な増加

《労災事故防止の課題》

- ・事業場の段差の解消などの環境の整備
- ・健康状態の確認



木村信夫の
ちよつと
気になる
相続の
あれこれ



辻・本郷 税理士法人
副理事長

結婚・子育て資金贈与の上手い使い方

1 令和5年改正で2年間延長

令和5年3月31日で終了する予定の結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、令和5年改正で令和7年3月31日まで2年間延長されます。

また、受贈者が50歳に達した場合等には、その時の残額に贈与税が課税されますが、その税率が安い特例税率から一般税率に変わります。

この改正は令和5年4月1日以降に取得する結婚・子育て資金の信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

2 結婚に際して支出する家賃等は対象になる

結婚に際して支出する費用で、受贈者又はその配偶者の居住する家屋の家賃・敷金の費用は、婚姻の日の1年前の日から婚姻の日以後1年を経過する日までの間に締結された家賃の賃貸借契約に基づき、その締結の日以後3年を経過する日までに支払われたものとされています。

つまり、婚姻の日を中心に前後1年間の賃貸借契約締結の日から3年間に支払われた家賃等が、結婚に際して支払われた費用に該当します。

3 令和4年2月1日に賃貸借契約した人は

例えば、賃貸借契約の締結の日が令和4年2月1日である場合に、契約締結の日以後3年を経過する日は、令和7年1月31日となり、この日まで支払われた家賃等が対象になります。

仮に新居の家賃が毎月15万円であれば、1年間で180万円×3年間=540万円がこの結婚子育て資金贈与から充当できるのです。

この家賃等の支払いが結婚・子育て資金贈与の対象になることはあまり知られていません。



社・本郷 税理士法人

オフィシャルレポート

Vol. 38 秋田南事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第38回目となる今回は、秋田南事務所からのレポートです。



秋田南事務所は、2022年6月に小林科樹税理士事務所と経営統合し、開設しました。所在地は秋田駅西口から車で15分ほどの秋田市茨島地区になります。よく秋田南と言うと秋田の県南地区にあるのですかと聞かれますが、秋田事務所から車で10分とすぐ近くにありまますので、両事務所とも宜しくお願ひします。

スタッフは社員税理士を含め8名が在籍しております。平均年齢はやや高めですが、そのぶん経験豊かなスタッフが多いので、困った時には意見交換や情報共有など、お互いに助け合える雰囲気や環境があり働きやすい職場です。

法人・個人顧問業務をメインにしていますが、事

業承継・相続案件など専門分野も増えてきております。秋田事務所と協力しながら秋田県全域を訪問させていただいております。

秋田県は高齢化や人口減少など抱えている問題は多いですが、医療サービスの充実や在宅勤務など新たな働き方などにより魅力的な地域になれる可能性があると思っています。

洋上風力発電など全国的なモデルケースも出てきています。新たなビジネスチャンスや若い世代への事業承継など、お客さまの良きパートナーとなるようスタッフ全員心がけておりますのでお気軽にご相談ください。



秋田南事務所 所長
佐々木 正治

平成23年12月 社・本郷 税理士法人に入社。入社以来ずっと秋田事務所に所属しておりました。趣味はクルマ・食べ歩き。スポーツはここ数年やっていなく、運動不足解消をそろそろ真剣に考えなくては思っております。

あなたの考える秋田の魅力とは？

秋田は皆さんの想像通りの田舎町ですが、とても住みやすい良い所です。秋田市は2023年度版「住みたい田舎」ベストランキングで6部門で第1位になったんですよ。

地酒や郷土料理も美味しいものばかりですし、有名温泉地や「竿燈・大曲花火・かまくら」など全国的に知られているイベントもありますので、まずは一度観光で秋田に来てみてください。お待ちしております。

➡ 秋田南事務所

〒010-0065
秋田県秋田市茨島4-6-11
TEL.018-866-0820 FAX.018-866-3744



STAFF RECOMMEND



NHKのドキュメント72時間で歴代ベスト第1位になったうどんの自販機です。(猪股)



角館・松木内川堤の桜並木。約2kmのソメイヨシノは圧巻です。(吉岡)



日本百名山の鳥海山。またの名を出羽富士。登山を楽しんでいます。(舟山)



夏の甲子園で旋風を巻き起こした金足農高の吉田投手のサイン。セリオンにあります。(加藤)



小安峡温泉の大噴湯。熱湯と蒸気がいつも出ています。秋の紅葉シーズンは特に綺麗です。(小原)



田沢湖の辰子像。辰子伝説は調べてみてください。恋物語です。(古宇田)

レフリーにとってもワールドカップは負けられない戦い。

法人ソリューションズグループ
上場ファンド担当

相樂亨

TORU SAGARA

AIに立ち向かう
ワールドカップレフリーと税理士

FIFA国際審判員の経歴を持ち、現在、辻・本郷 税理士法人で税理士として活躍する相樂亨さんのコラム(全3回)をお送りします。

《選手と同じくらい走るサッカーのレフリー》

サッカーのレフリーは基本的に3人です。真ん中で笛を吹いたりカードを出したりする主審と、ピッチサイドで旗を持ち、ボールが出たかどうかやオフサイドを見る副審。私は後者で副審のプロとしてお仕事をしてきました。体力テストも厳しく課されており、45歳くらいでクリアできなくなってきました。

ワールドカップに選ばれるためには、まず自分の国でランキング1位になる必要があり、更に4年間かけて様々な国際試合で評価され、最終的にはアジアでは5組が選ばれます。日本は1998年から7大会連続でW杯に選出されており、これはアジアでは唯一無二。FIFAが日本サッカー界に信頼を置いている証です。

《ワールドカップの歴史は誤審の歴史》

マラドーナが神の手でゴールを奪ったのが1986年メキシコW杯。2002年の日韓大会では誤審が相次ぎました。私が初めて参加したのが2010年南アフリカW杯。この大会まではテクノロジーは一切なく、すべて肉眼で一瞬の判断です。我々日本人審判団は高い評価を受けて4試合を担当し、決勝戦で予備審判を務めることができました。このアフリカで過ごした1か月間はいろいろな意味で私の人生の価値観を変えてくれました。

2014ブラジルW杯では開幕戦の審判団を務めることになり、サンパウロのスタジアムで聞いたブラジル人8万人の国歌斉唱は鳥肌モノでした。ただ、この試合で主審の西村さんが取ったPKが賛否両論で大きな話題となり、ブラジルのどこに行っても西村さんは声を掛けられるようになりました。

そしてついに2018年ロシアW杯からビデオ審判が導入されます。誤審をなくすためにFIFAも必死で、何とか試合をハッピーエンドにしたいのです。



2014ブラジルW杯開幕戦

PROFILE

元FIFA国際副審(1976年生まれ46歳)
南アフリカW杯では決勝戦の予備審判、ブラジルW杯では日本人で初めて開幕戦のブラジルVSクロアチアを担当。その他オリンピック(ロンドン・リオ)などにも参加。

・2009年 中小企業診断士登録
・2008年～2019年 日本サッカー協会とプロ副審契約
・2020年～ 辻・本郷 税理士法人勤務
・2023年 税理士登録

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)


飲食業界向けDX 次世代オーダー&決済サービスのススメ

参加費無料

【視聴可能期間】2023年4月4日(火)11:30～4月10日(月)17:00(講演時間約30分)

◎講師:株式会社ネクステージコンサルティング 営業統括部マネージャー 小椋 雅博
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 代表取締役社長 黒仁田 健
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 鬼澤 英

【安積塾】第二回 令和5年3月決算法人の留意点

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年4月6日(木)11:30～4月12日(水)17:00(講演時間約90分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続セミナー】資産税特集(第三回)遺言がある場合の遺留分侵害額請求の注意点

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2023年4月11日(火)11:30～4月17日(月)17:00(講演時間約30分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 高橋 みゆき
辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 コンサルタント 伊藤 智彦

本から学ぶ 相続後に必要な届出と手続き【第二回】相続税申告編

参加費: ¥3,000

【視聴可能期間】2023年4月18日(火)11:30～4月24日(月)17:00(講演時間約60分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也
辻・本郷 税理士法人 相続センター企画 チーフコンサルタント 千葉 優大

【専門講座】大企業の税務調査はどのように行われるか!

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2023年4月20日(木)11:30～4月26日(水)17:00(講演時間約30分)

◎講師:辻・本郷 税理士法人 顧問 税理士 大山 清

企業に求められるサイバーセキュリティ対策と備え

参加費無料

【視聴可能期間】2023年4月25日(火)11:30～5月1日(月)17:00(講演時間約60分)

◎講師:SOMPOリスクマネジメント株式会社 サイバーセキュリティ事業本部 上席コンサルタント 西出 三輝 先生
株式会社アルファステップ 保険部第五部 部長 阿部 泰祐

請求書発行から資金調達まで一気通貫! 資金繰りDX

参加費無料

【視聴可能期間】2023年4月27日(木)11:30～5月10日(水)17:00(講演時間約30分)

◎講師:SBIビジネス・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長 夏川 雅貴
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 鬼澤 英

相続セミナー

参加費無料

◎各会場時間共通:座談会 14:00～/相談会 15:00～
※ご来場いただく会場セミナーとなります。お申し込み・お問い合わせは
各事務所まで

夫婦の預金が混ざっている場合の分け方は? [座談会]

【札幌】4月25日(火)

◎会場:かでの2・7
◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

【盛岡】4月26日(水)

◎会場:プラザおでって
◎詳細:盛岡事務所 019-604-6868

【新潟】4月25日(火)

◎会場:新潟日報メディアシップ
◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

【福岡】4月20日(木)

◎会場:辻・本郷 税理士法人 福岡事務所
◎詳細:福岡事務所 092-477-2380

【沖縄】4月18日(火)

◎会場:沖縄県立博物館・美術館
◎詳細:沖縄事務所 098-941-3230

事務所一覧 | 国内81拠点・海外6拠点 (2023年4月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
福岡事務所
久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 延岡事務所
日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
秋田南事務所
- 岩手県 盛岡事務所
遠野事務所
一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
郡山事務所
いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
長岡事務所
上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所
大月事務所
- 長野県 長野事務所
松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
大宮事務所
越谷事務所
川口事務所
所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
千葉事務所
船橋事務所
- 東京都 亀戸事務所
北千住事務所
秋葉原事務所
東京事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所
オンライン相続事務所
銀座事務所
蒲田事務所
池袋事務所
新宿センタービル事務所
新宿ミライナタワー事務所
新宿HR事務所
代々木事務所
渋谷事務所
練馬事務所
吉祥寺事務所
立川事務所
府中事務所
瑞穂事務所
町田事務所

- 神奈川県 横浜事務所
横浜スカイビル事務所
センター南事務所
あざみ野事務所
大和事務所
湘南事務所
小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

